

E Xサービス運送約款の一部改正（遅延発売の取扱い開始に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第7章 輸送障害等</p> <p>(運行不能又は遅延によりE X乗車を見合わせた場合の払いもどし)</p> <p>第23条 E X運送契約において約定した乗車列車が運行不能となったこと又は約定した着駅の到着時刻(当社又は他社が別に定める方法によりお客様にお知らせする到着時刻をいいます。以下同じです。)に2時間以上遅延することが確実にとなったことを理由として、お客様がE X乗車を見合わせた場合は、E X乗車を見合わせたE X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしをします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(責任)</p> <p>第28条 <u>第23条から第26条に定める払いもどしのほか、運行不能、遅延等の輸送障害に伴ってお客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社又は他社は一切の責任を負いません。</u></p> <p><u>2</u> システム等の障害等に伴ってE Xサービス会員に発生した不利益については、次条に規定する措置を取ることから、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第7章 輸送障害等</p> <p><u>(輸送障害時におけるE X運送契約の締結の特例)</u></p> <p><u>第22条の2 お客様は、列車の運行不能、遅延等の輸送障害が発生した際、当社又は他社が別に定めるところにより、あらかじめ定められた出発時刻を経過した乗車列車を約定するE X運送契約を締結できる場合があります。</u></p> <p>(運行不能又は遅延によりE X乗車を見合わせた場合の払いもどし)</p> <p>第23条 E X運送契約において約定した乗車列車が運行不能となったこと又は約定した着駅の到着時刻(当社又は他社が別に定める方法によりお客様にお知らせする到着時刻をいいます。以下同じです。)に2時間以上遅延することが確実にとなったことを理由として、お客様がE X乗車を見合わせた場合は、E X乗車を見合わせたE X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしをします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(責任)</p> <p>第28条 <u>第22条の2の規定によるE X運送契約の締結は、お客様の責任において行うものとし、約定した乗車列車への乗り遅れ等、お客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社又は他社は一切の責任を負いません。</u></p> <p><u>2</u> <u>第23条から第26条に定める払いもどしを除いて、運行不能、遅延等の輸送障害に伴ってお客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社又は他社は一切の責任を負いません。</u></p> <p><u>3</u> システム等の障害等に伴ってE Xサービス会員に発生した不利益については、次条に規定する措置を取ることから、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和元年6月22日から施行する。